

Business Unit

東京都排出量取引セミナー& マッチングフェア2016

排出量取引に関する会計・税務 解説

Strictly Private
and Confidential
23 5月 2016
Draft



Section 1

東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と 排出量取引制度の会計処理に関する基本的な 考え方

東京都排出量取引制度に関する会計処理の背景

1. 「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年11月30日(平成18年7月14日改訂、平成21年6月23日最終改定) 実務対応報告第15号、企業会計基準委員会(ASBJ)。) – 京都メカニズム及び試行排出量取引スキームにおけるクレジットを対象。
2. 第199回企業会計基準委員会(平成22年4月9日) – 東京都排出量取引制度の会計処理については、当面、実務対応報告第15号で定められている試行排出量取引スキームの会計処理に準じて処理することで問題ない。
3. 東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的な考え方(平成22年8月東京都環境局。以下、「基本的な考え方」) – 特定地球温暖化対策事業者等及び排出量取引への参加者の実務上の参考とするため、ASBJの見解を基礎とした会計処理の一例を提示

注 なお、「基本的な考え方」に示している会計処理の例は、必ずこのとおりに会計処理を行わなければならない、というような会計基準ではない。第15号及び他の会計基準に沿った範囲であれば、この例と異なる会計処理を行って構わない。

東京都排出量取引制度に関する会計処理の背景

会計処理の基本原則

無償で取得した超過削減量については、原則として会計処理を行わず（オフバランスとなる）、有償で取得したクレジット等について会計処理が行われる。

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示

1. 削減計画期間中における超過削減量の取得時（発行時）
会計処理は行わない（仕訳なし）
2. クレジット等の購入時
 - 削減義務者が義務履行目的で購入する場合は、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」
仕訳例：借） 無形固定資産(投資その他の資産) 貸） 現金預金
 - 第三者に販売する目的で購入する場合は、「棚卸資産」
仕訳例：借） 棚卸資産 貸） 現金預金

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示

3. クレジット等の指定管理口座への移転時

一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用とする。

①自社の超過削減量を義務充当する場合

仕訳例: 仕訳なし

②オフセットクレジットを義務充当する場合

仕訳例: 借) 販管費(売上原価又は製造原価)

貸) 無形固定資産(投資その他の資産)

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示

4. 超過削減量の売却時

仮受金（未決算）として処理し、削減義務の達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える。

仕訳例：借）現金預金 貸）仮受金その他未決算勘定

5. クレジット等の売却時

①販売目的で保有していた場合

仕訳例：借）現金預金 貸）売上

借）売上原価 貸）棚卸資産

②自社使用目的で保有していた場合

仕訳例：借）現金預金 貸）無形固定資産（投資その他の資産）

（注）収入額と無形固定資産等との計上差額を固定資産売却損又は固定資産売却益とする。

会計処理の基本的な考え方 – 会計処理の例示

6. 引当金の計上

削減義務の未達が見込まれる場合には、一般的な会計基準に従って引当金を計上する。

仕訳例：借) 引当金繰入額 貸) 引当金

7. 偶発債務の注記

重要性がある場合には偶発債務の注記が必要と考えられる。

Section 2

東京都条例に基づく排出削減義務制度における排出量取引に係る税務上の取扱い

東京都排出量取引制度に関する税務上の処理の背景

1. 排出量取引制度に関しては、税法等に特段の定めは置かれていない。
2. したがって、法人税については法人税法22条4項(一般に公正妥当と認められる会計基準に従って計算)によることとなる。
3. しかしながら、排出量取引制度に関連し、以下の文書回答事例が公表されており、税務上の取扱いの参考とすることができる。
 - (1) 京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて
(平成21年2月24日:文書回答事例)
 - (2) 東京都条例に基づく排出削減義務制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて(平成24年6月11日 文書回答事例)

(注) 文書回答事例とは、取引などで税務上の具体的な適用が不明な場合、税務署などで納税者からの事前照会に応じている。このうち、事前照会に係る取引等は法令等に抵触しない(または抵触のおそれがない)ものであること、事前照会に係る取引等は税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではないことなど、一定の要件を満たす事前照会に対する文書による回答を公表しているものである。

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い

1. 超過削減量(クレジット)の資産性の有無

法人税法及び消費税法の取扱いの検討に当たって、超過削減量(クレジット)に資産性があるかどうかが前提となる。本文書回答事例では、以下の理由から、超過削減量(クレジット)は資産性を有するものと解している。

- (1) 削減義務者が削減義務を履行するために使用することができるよう制度設計がされていること。(法的安定性、流通性の確保)
- (2) 超過削減量(クレジット)は、排出量を登録検証機関が審査、検証したものを東京都がクレジット化したものであること。(恣意性の排除(客観性の確保))
- (3) 削減義務者及び取引参加者間で金銭等を介して取引の対象とされ、財産的価値を有するものとして移転することが可能であること。(取引可能性)

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い

2. 超過削減量(クレジット)の取得

① 削減義務者が自ら東京都から発行を受けた超過削減量(クレジット)

法人税:処理なし、消費税:課税対象外

② 他の者から取得する超過削減量(クレジット)

法人税:一般管理口座に記録された日(移転が完了した日)の属する事業年度において、
資産として計上

消費税:課税取引 (注)

(注)仕入税額控除の計算に当たり、個別対応方式を作用する場合の用途区分は、課税仕入を行った日の状況により、
判断する。

ア) 自己の削減義務の履行に使用する場合

削減義務を課された事業所における事業(当該事業所において行われる資産の譲渡等)の内容に応じた用途区
分に判定

イ) 他の者に売却する場合

課税資産の譲渡等のみに要するもの

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い

3. 超過削減量(クレジット)の償却(義務充当)

法人税: 指定管理口座から義務充当口座に移転した日の属する事業年度に損金算入

消費税: 課税対象外

東京都条例に基づく排出削減制度における排出量取引に係る税務上の取扱い

4. 超過削減量(クレジット)の売却

法人税:

(1) 削減義務者が自ら東京都から発行を受けた超過削減量(クレジット)

売却の確定した事業年度の益金に算入。この場合の譲渡原価は0(ゼロ)。

(2) 他の者から取得した超過削減量(クレジット)

(1)と同様に取り扱う。この場合の譲渡原価は帳簿価額

消費税:課税取引(課税売上)

その他のクレジットの税務上の取扱い

以下のクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱いについては、超過削減量（クレジット）の取扱いと同様となる。

- 都内中小クレジット
- 都外クレジット
- 再エネクレジット（環境価値換算量）

（平成24年10月16日国税局口頭回答）

Section 3

参考文献

参考文献 – 会計

- 実務対応報告第15号

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/em_trade/

- 第199回企業会計基準委員会

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/minutes/20100409/20100409_index.jsp

- 東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的考え方

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/attachement/kaikei_kihonteki_kangaekata_1008.pdf

参考文献 – 税務

- 京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/090219/index.htm>

- 東京都条例に基づく排出削減義務制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて

<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/shohi/120611/index.htm>

- 東京都環境公社以外が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱いについて

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/zeimu_20130301.pdf

ご静聴ありがとうございました

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームであるPwC税理士法人、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。